

利用料金表

月額ご利用料金

基本料金 (30日概算) ①	家賃	54,000円
	水光熱費	24,000円
	食費	40,500円
	合計	118,500円
	冬期暖房費	9,780円

※冬期暖房費は10月～4月のみとなります。

基本料金合計①	介護保険負担金(1割負担)②		合計利用金額①+②
	要介護度	30日概算(1日)	30日概算
118,500円 (冬期期間は128,280円)	要支援2	22,350円(745円)	148,050円
	要介護1	22,470円(749円)	140,970円
	要介護2	23,520円(784円)	142,020円
	要介護3	24,240円(808円)	142,740円
	要介護4	24,720円(824円)	143,220円
	要介護5	25,200円(840円)	143,700円

※2割負担の方は表記の金額の2倍になります。

※3割負担の方は表記の金額の3倍になります。

その他の実費負担

加算名	加算料金	内容
初期加算	1日 30円	入居後30日間に限り、または、医療機関に30日以上入院した後、退院して再入居する場合、再入居後30日間に限ります。
医療機関連携加算(I)	1日 39円	医療連携体制が整っている場合に限ります。(要支援2は除く)
サービス提供体制強化加算(II)	1日 6円	「介護職員の総数に占める常勤職員の割合が75%以上」の要件を満たしている場合に限ります。
若年性認知症利用者受入加算	1日 120円	65歳未満の利用者が対象で、個別の担当者を定め、特性やニーズに応じたサービスを提供された場合に限ります。
認知症専門ケア加算(I)	1日 3円	認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施し、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的開催している場合に限ります。
口腔衛生管理体制加算	1ヶ月 30円	歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士による介護従業者に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導体制が整っている場合に限ります。
介護職員処遇改善加算(I)	—	介護従業者の処遇改善として、介護報酬に11.1%を乗じた額の1割が加算されます。(1ヶ月につき)
介護職員等特定処遇改善加算(II)	—	介護従業者の処遇改善として、介護報酬に2.3%を乗じた額の1割が加算されます。(1ヶ月につき)

●敷金・保証金はかかりません。

●生活保護の方の家賃は、住宅扶助基準額になります。

●その他日常生活費、オムツ代、医療費、理美容代、クリーニング代、個人嗜好品等は別途実費負担となります。

上記の金額は省令により変動する場合があります。ご不明な点がございましたら、ご相談ください。